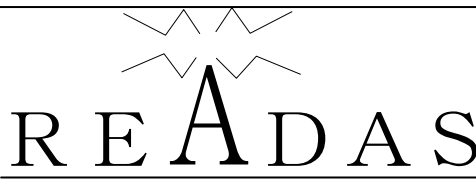


第 4880 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 12月 20日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

☞ 太陽光発電による余剰電力の売却

Q：私は会社員です。今年、太陽光発電設備を自宅に設置して、余剰電力を電力会社に売却しています。消費税の課税対象になりますでしょうか？

A：次のようになります。

【解説】

消費税の課税対象となる取引は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等であり、個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する場合のその譲渡は課税対象となりませんが、会社員が行う取引であっても、反復、継続、独立して行われるものである場合には、消費税の課税対象となります。

お尋ねの余剰電力の売却は、本人の事業の用に供するものではなく、生活の用に供するために設置した太陽光発電設備から生じた電気のうち、使い切れずに余った場合にその余剰電力を電力会社に売却しているものですから、生活用資産（非事業用資産）の譲渡に該当し、消費税の課税対象にはなりません。

したがって、この場合の余剰電力の売却は、消費税の課税対象にはならないこととなります。

なお、会社員が自宅で行う太陽光発電であっても、一定規模以上の太陽光発電設備により発電が行われる場合で、その送電された電気の全量について電力会社に売却しているときは、反復、継続、独立して行う取引に該当することとなり、この場合には、課税対象となります。

